

深谷市告示第 9 5 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき深谷農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により変更後の深谷農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 1 5 日

深谷市長 小 島



1 縦覧場所

深谷市産業振興部農業振興課

2 縦覧期間

この告示の日から常時備え付けてある。